

事務連絡  
平成23年7月7日

各都道府県水道行政担当部（局） 御中

厚生労働省健康局水道課

水道施設整備事業の評価実施要領及び  
水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目について（解説と運用）

水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することとされている。

このたび「水道施設整備事業の評価実施要領」及び「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」が改正されたことにあわせ、水道施設整備事業の事業評価がより適切に行われるよう、これを解説・補完することを目的とした「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を別添のとおり作成した。

必要に応じて、この解説と運用を活用いただくよう、お願いする。

なお、各都道府県におかれては、貴管内水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知につき配慮願いたい。